○点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符の作成要領の 制定について(例規通達)

> 平成元年10月1日 広交指第679号警察本部長 改正 平成4年7月広交指第743号 平成5年12月広総務第454号 平成8年8月広交企第398号 平成10年10月広運免第380号 平成12年3月広交指第153号 平成14年5月広交企第1016号 平成14年12月広交指第774号 平成16年11月広交指第657号 平成18年6月広交企第919号 平成19年6月広交企第785号 平成20年5月広交指第849号 平成21年4月広交指第508号 平成21年6月広交指第869号 平成25年3月広警務第547号 平成29年3月9日 令和5年6月30日 各部長・参事官

各所属長

点数切符の運用については、乗車用ヘルメット着用義務違反点数切符の運用要領の制定について(昭和50年6月24日付け広交指第716号)及び点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符等の作成要領について(昭和60年9月5日付け広交指第411号)により実施してきたところであるが、この度、道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成元年政令第255号)の施行等に伴い、みだしの要領を別添のとおり定め、平成元年10月1日から施行することとしたので、各所属にあっては、部下職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記乗車用ヘルメット着用義務違反点数切符の運用要領の制定について及び点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符等の作成要領については、廃

止する。

別添

点数切符の様式等並びに点数切符による違反事実の告知及び点数切符の作成要領

### 第1 点数切符の様式等

1 様式

点数切符の様式は、別記様式第1号による点数切符のとおりとする。

#### 2 構成

- (1) 点数切符の構成は、告知票、報告票及び取締り原票・違反登録票の3枚一組とする。
- (2) 点数切符の各片の最上欄の番号は各組同一番号とし、組ごとに000001号から099999 号までの通し番号とする。
- (3) 点数切符の各片の複写を要する部分は原則としてノーカーボン式複写とし、点数切符一つづりの組数は10とする。
- 3 点数切符の各片の色、名称及び使用目的
  - (1) 1 枚目(白色) 告知票(違反者に告知した警察官(以下「告知警察官」という。) が違反者に交付するもの)
  - (2) 2枚目(白色) 報告票(告知警察官が所属長に報告し、及び取締りの参考資料として告知警察官の所属において活用・保管するもの)
  - (3) 3 枚目(白色) 取締り原票・違反登録票(違反登録、統計資料その他行政処分の 参考資料として交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)において活用・保 管するもの)

#### 第2 点数切符による違反事実の告知要領

1 告知の方法

警察官は、座席ベルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務違反及び乗車用ヘルメット着用義務違反を現認又は認知したときは、点数切符を作成し、違反者に告知票を交付すること。ただし、違反者が告知票の受領を拒否した場合は、当該違反行為に基礎点数が付される旨を口頭で告知すること。この場合において、当該告知票は、報告票とともに告知警察官の所属において保管すること。

- 2 違反行為が競合する場合の取扱い
  - (1) 点数切符の対象となる違反行為(以下「点数違反」という。)をした者が、同時に 酒気帯び運転(呼気中のアルコール濃度0.15mg/1以上0.25mg/1未満の場合に限 る。)又は基礎点数が付されない違反である泥はね運転、公安委員会遵守事項違反、

運行記録計不備、警音器使用制限違反若しくは免許証不携帯をした場合は、交通切符 又は反則切符とは別に点数切符を作成し、違反者に告知票を交付すること。

- (2) 点数違反をした者が、同時に基礎点数が付される他の違反行為(酒気帯び運転については、呼気中のアルコール濃度0.25mg/1以上の場合に限る。)をした場合は、当該点数違反については点数切符による告知を行わず、指導警告にとどめること。
- (3) 複数の点数違反を同時にした場合は、基礎点数が高い点数違反(基礎点数が同一の場合は、そのいずれか一つの点数違反)について点数切符を作成し、違反者に告知票を交付すること。

#### 第3 点数切符の作成要領

点数切符の作成は、別紙の点数切符作成要領によるほか、交通反則告知及び通告等事務 処理要領の制定について(昭和44年7月1日付け広交指第763号)の例によること。

#### 第4 報告票及び取締り原票の処理要領

1 告知警察官の措置

告知警察官は、報告票及び取締り原票・違反登録票を取りまとめ、速やかに所属長に 報告すること。

#### 2 所属長の措置

- (1) 所属長は、告知警察官から報告を受けたときは、その内容を点検し、違反登録票(取締り原票の下の表及び裏面の点数切符用行政処分書をいう。以下同じ。)を作成の上、 当該取締り原票・違反登録票を別記様式第2号による点数切符引継書に添えて運転免 許課に送付すること。
- (2) 前記(1)の点数切符引継書は、複写で2部作成の上、その1部を所属の控えとして保管し、引継ぎの状況を明らかにしておくこと。
- 3 違反登録票の作成要領

違反登録票は、取締り原票ごとに作成すること。ただし、違反行為が競合する場合は、 次に掲げる区分により作成すること。

(1) 点数違反と酒気帯び運転との競合

点数違反と酒気帯び運転とが競合する場合のそれぞれの違反登録票の記入は、次のとおりとする。

ア 点数違反に係る違反登録票

違反名欄に該当する点数違反の違反コードを記入するとともに、競合事件欄の記入を行うこと。

イ 酒気帯び運転に係る違反登録票

違反名欄に該当する酒気帯び加重の違反コードを記入すること。

(2) 点数違反と基礎点数が付されない反則行為との競合

点数違反と基礎点数が付されない反則行為とが競合する場合のそれぞれの違反登録 票の記入は、次のとおりとする。

ア 点数違反に係る違反登録票

違反名欄に、同欄の1けた目から点数違反の違反コードを、続く5けた目から基礎点数が付されない反則行為の違反コードを記入すること。

イ 基礎点数が付されない反則行為に係る違反登録票

違反名欄に該当する基礎点数が付されない反則行為の違反コードを記入するとと もに、競合事件欄の記入を行うこと。

- (3) 取締り原票の裏面
  - ア 「免許種別」欄

免許種別欄は、該当する種別の上欄の数字(コード表)に○を付すること。

イ 「免許証交付公安委員会名」欄

違反者の所持する免許証に記載されている公安委員会名を記入すること。

ウ 「路線名」欄

路線名は、当該道路の区分に従い、該当する道路の□印を○で囲み、一般国道の場合は( )内に路線番号を、その他の道路は道路名をそれぞれ記入すること。

エ 「検挙時の状況」欄

検挙時の状況欄には、行政処分量定上の参考資料として次の事項を記入すること。

- (ア) 「現認・認知」、「現認状況等」、「認否の状況」別に、該当する項目の 左欄の□内に○を付すること。
- (イ) 「メモ」に、現認状況、違反の理由、動機、弁明等の要旨を簡記すること。

#### 第5 報告票の保存

各所属においては、報告票を点数切符引継書とともに5年間保存すること。

(別記)

様式第1号(第1の1関係) 点数切符

1枚目

告	1200	593	告	-	2	90		90	票	_		_		_	44			No.	. 100				)
	知	年	57	1	14.5			华			J	月	_		В	午	前	後		à	7	-	分
			の所り	8								ä	署	Ŕ									9
違反	君	15	生年月日		_			F		月		E	生	(		歳〉	職業						
氏	1/2	9	<b>本</b> 1	ř.		_																	
		202	住 月	-	_	_	1	1	_	_	_	_	_	-	-	-	-	電	話	_	_	_	
		12		第	,		1	1	L	<u>_</u>	_	L	丄	1					_				号
			免許る	94	許の			) 1	7 -		þ	西西	大特	大自一	曹自	小特	原付	it gi	大型	中型	安委普通	<b>身</b> 大 特 一	対け引っ
			保護者	6 6	所		_		- 1 -	-		-	994.5			1 12		,,,	商品		_	_	-
			又は 勤 務 タ		名					racje M			(	Ħ	()	職業					統柄	V 100	
						大	型:	ŧ.	_ 82		, ,	幣	通	ж:			=(	倫車		原付	車	A	事
		1	選反車で ○印で ②	大型	大型貨	型	型。	本 中 中 型 ク	型	3	<b>货货</b>	Ξ	軽 四		降ミニカ		大台自自		= ±	小·型:		家	楽
	少		んだもの	l H	1 物	Ħ		東西	特	) H	1物	輪	秉	貨:			==	<u> </u>	Ħ	特	原	用	用
男	Τ	女	STATE AND		蘇	(車)	ij) i	导号	_												-	-	3
座	£	x	日展				. 4	F		月			1	1	午	ĤŰ	後		時			分	ごろ
違	£	Z.	場 房	品品																			†近 戦略
8			口運転者	- 1			90	可乘者			2項		50.0										
行		幼児桑車	第1項 第制版 用運転 用運転 用 で 大 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	置使用 使用 を 検 を を を を を を を を を を を を を を を を を	開教の	幼児務選	反	D後春 【道路	B座牌 B交通 動二	同乘	の幼 71条	児 の 4	1	原動	機付	自転車	ľ						
	(明 (日) (日) (日)	幼児 乗車 知さが されが	第1項 用補助装 円運転者 用へル型 口大型自	置常が知 ローク野上	義衆の教 者 は反響	幼 通	2 反	日後道通り 通り 流まま	座交動 施せで	同法輪を合いした。	の幼条 規定:	児の4 こよい	】 1一般 第2 り、	原動	の基	礎点	数が付				潜世	ずに	ζſÌ

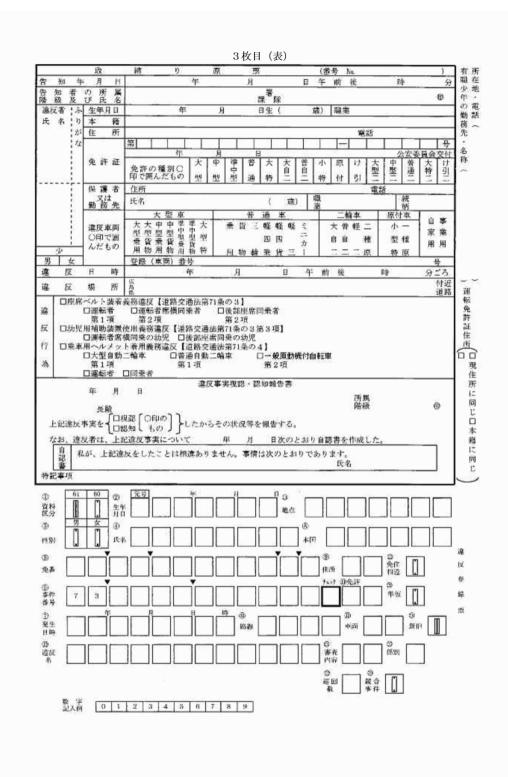
免許 年 月 日 (更新・誕生日から1ヶ月間) まで有効

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

2枚目

1	知:	報車月日	- 告	<b>東</b>	月	2.7	Р	(番号			時		1
		0 96 110	5	+	Я	me	B	午月	前後	2.77	nd.		分
ate our		の所属び氏名				署 課 隊						- (6	Đ.
	文者 しる		年	3		日生 (		歳) 1	<b>碳業</b>				
	名:	S						100	installe.				
	à	住 所	**						妆	â	100		-
	17	c	36	T				T	I-I			П	号
		39	年	月		8				_	公安	表員会3	を付
	- 1	免許証	免許の種別〇	大中	森 县	大	大普	4	原は	大	中普	大	rt
	- 1		印で囲んだもの		-		e e			型	型通	特	31
	L		THE CHAPTER OF	型型	型通	特	= =	特	付引	=	= =	=	-
	- 8	保護者	住所							電話			_
		又は	氏名			(	歳)	联業			統		
	i	勤務先		-	100	-		98; T		- 1	枘	1 2	
		100000000000000000000000000000000000000	大型車		普	通車		. 2	二輪車		原付車	自	專
	F	進反車両	大大中中 準 年 型型型型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型	大曹	乗貨三	轻軽		大	曹軽	=	小 一	1	
-	Y	図が印の	東省泰省元/	医型		四四	ニカ	自	自	腋	型種	家	業
	少	んだもの	来 页 栗 頁 東 6 用 物 用 物 川 和	物特	用物解	乘貨		100	==1	原	特原	用	H
男	女		登録 (直間) 番号	-				-				号	
沸	反	日時	年		月	Ħ	午	前後		時		分二	3
遊	反	場所	広島県									付	近
ž	口始地	可用推助选業				20 m - 10 T							
fī	5-3-3-8-15-3	口運転者席 E用ヘルメッ 口大型自動 第1項	第1	路交通社 自動二報	乗の幼児  第71条の	4】 □一般原 第 2 項		自転車					
行為	口乘用	口運転者席 世用ヘルメッ 口大型自動	横同乗の幼児 □後 ト着用義務違反【道 二輪車 □普通 第1	路交通社會動工報項	1乗の幼児 3第71条の 車	□一般原 第2項	ŗ.						
行為	5-3-3-8-15-3	口運転者席 E用ヘルメッ 口大型自動 第1項	横同乗の幼児 □後 ト着用義務違反【道 二輪車 □普通 第1 □同乗者	路交通社會動工報項	乗の幼児  第71条の	□一般原 第2項	ţ.						
行為	口乘用	口運転者席 E用ヘルメッ 口大型自動 第1項	横同乗の幼児 □後 ト着用義務違反【道 二輪車 □普通 第1	路交通社會動工報項	1乗の幼児 3第71条の 車	□一般原 第2項	ţ.		1991	<u> </u>			
行為	口乘用	口運転者席 E用ヘルメッ 口大型自動 第1項	横同乗の幼児 □後 ト着用義務違反【道 二輪車 □普通 第1 □同乗者	路交通社會動工報項	1乗の幼児 3第71条の 車	□一般原 第2項	ţ.		所以				p.
行為決	裁印	□運転を L用へ大型車 電車を のでは、 ので	横同乗の幼児 □後 ト着用義務達反 【道 二輪 車 □ 第1 □同乗者	路交通社會動工報項	1乗の幼児 3第71条の 車	□一般原 第2項	ţ.					<b></b>	P*.
行為決	裁印	□運転を L用へ大型車 電車を のでは、 ので	横同乗の幼児 □後 ト着用義務達反 【道 二輪 車 □ 第1 □同乗者	路交通法	■乗の幼児 注第71条の 計車 違反事実!	□一般原 第 2 項 見認・認	知報告;					<b>a</b>	) <u>.</u>
行為決	裁印	□運転・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	横同乗の幼児 □後 ト着用義務違反【道 三輪車 第1 □同乗者	路交通法	1乗の幼児 3第71条の 車	□一般原 第 2 項 見認・認	知報告)					•	).
行為決	裁 印	□運転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	横同乗の幼児 □後 ト着用義務違反 【道 三輪車 第1 □同乗者 第1	路交通法 動車項 たからそ	■乗の幼児 注第71条の 計車 違反事実!	□一般原理 第2項 見認・認 を報告す	(加報告)	t		級		•	)*.
行為決	裁 印	□運転ルメリュールのでは、日本ので	横両乗の幼児 □後 ト着用義務達反 【道 二輪車 第1 □同乗者 第1 甲 月 日 「関報 【○印の】】 しの もの もの しもの ここ。 記述反事実について	路自項 たからそ	可承の幼児 第71条の 連反事実 の状況等 年 月	□ 無 2 年 日 次 日 本 日 次 日 ま 日 か	( ) (加報告) る。 のとお	おり自認等	店を作成	級		<b>@</b>	7
行為決	日乗車 裁 印 上記途及 はお、違 自認	□運転ルメリュールのでは、日本ので	横両乗の幼児 □後 ト着用義務違反 【道 三輪車 第1 □同乗者 第1	路自項 たからそ	可承の幼児 第71条の 連反事実 の状況等 年 月	□ 無 2 年 日 次 日 本 日 次 日 ま 日 か	( ) (加報告) る。 のとお	おり自認等	<b>啓</b> : 書を作成 ります。	級		@	ř.
行為決	口乗車 裁印 と記途な なお、連自認書	□運転ルメリュールのでは、日本ので	横両乗の幼児 □後 ト着用義務達反 【道 二輪車 第1 □同乗者 第1 甲 月 日 「関報 【○印の】】 しの もの もの しもの ここ。 記述反事実について	路自項 たからそ	可承の幼児 第71条の 連反事実 の状況等 年 月	□ 無 2 年 日 次 日 本 日 次 日 ま 日 か	( ) (加報告) る。 のとお	おり自認等	店を作成	級		@	
行為決	日乗車 裁 印 上記途及 はお、違 自認	□運転ルメリュールのでは、日本ので	横両乗の幼児 □後 ト着用義務達反 【道 二輪車 第1 □同乗者 第1 甲 月 日 「関報 【○印の】】 しの もの もの しもの ここ。 記述反事実について	路自項 たからそ	可承の幼児 第71条の 連反事実 の状況等 年 月	□ 無 2 年 日 次 日 本 日 次 日 ま 日 か	( ) (加報告) る。 のとお	おり自認等	<b>啓</b> : 書を作成 ります。	級		@	
行為決	大記達な はお、違自認書 に事項	□運転者の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	横両乗の幼児 □後 ト着用義務達反 【道 二輪車 第1 □同乗者 第1 甲 月 日 「関報 【○印の】】 しの もの もの しもの ここ。 記述反事実について	路自項 たからそ	可承の幼児 第71条の 連反事実 の状況等 年 月	□ 無 2 年 日 次 日 本 日 次 日 ま 日 か	( ) (加報告) る。 のとお	おり自認等	<b>啓</b> : 書を作成 ります。	級	:	3	
為決	口乗車 裁印 と記途な なお、連自認書	□運転者の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	横両乗の幼児 □後 ト着用義務達反 【道 二輪車 第1 □同乗者 第1 甲 月 日 「関報 【○印の】】 しの もの もの しもの ここ。 記述反事実について	路自項 たからそ	可承の幼児 第71条の 連反事実 の状況等 年 月	□ 無 2 年 日 次 日 本 日 次 日 ま 日 か	( ) (加報告) る。 のとお	おり自認等	<b>啓</b> : 書を作成 ります。	級	:	@	
行為決	大記達な はお、違自認書 に事項	□運転者の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	横両乗の幼児 □後 ト着用義務達反 【道 二輪車 第1 □同乗者 第1 甲 月 日 「関報 【○印の】】 しの もの もの しもの ここ。 記述反事実について	路自項 たからそ	可承の幼児 第71条の 連反事実! の状況等 年 月	□ 無 2 年 日 次 日 本 日 次 日 ま 日 か	( ) (加報告) る。 のとお	おり自認等	<b>啓</b> : 書を作成 ります。	級		3	

免許 年 月 口(更新・誕生日から1ヶ月間)まで有効



# 3枚目(裏)

# ※この欄は、OCR専用のためメモ等をしないこと。

# 点数切符用行政処分書

違	反	車両車両線			総耳	重量 kg 最大積載量 kg 乗車定員						き員	. 人										
メー	メーカー・車名																						
免	3	現に	受	ナて	<i>۱</i> ۷۷	るす	·~:	ての	免記	汻租	捌	を明	らか	こす	る。	)							
許	_	_	11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	1	31	38	32	33	34	仮	01	08	09	02
種			大	中	準	普	大	大	普	小	原	け		大	中	普	大	け	^	大	中	準	普
別	<b>1</b>	Ē.			中			自	自				種						免			中	
			型	型	型	通	特	_	_	特	付	引	7.253	型	型	通	特	引		型	型	型	通
条	依	許条	- (4):		中型	車	は中	型]	車	(8	t)	に	限る										-
伴		21.75			準中	型	で迫	軧	でき	る	準中	型:	車は準	些中:	型車	Ĭ (	5 t	; )	に限る	5_			
免公	許 安	委	_	交 会	付名	-10	二広	島県	公易	安多	委員	숲					部道 守県		公安	安委員会			
路		玉	道			主要	地ス	り道		□ŧ	邻道	府则	具道		市四	订村	道	[	コその	他の	の道	路	
線	L			)															(			)	
名		高速	東道	路等	等 (	(										)							
	現	認.	•	認	、知	1			現		忍			認									
検	現	認	状	识	、等	۶					雅 ( 色 (			m)					巨離(見の有		(右		1) E)
	認	否	0	状	汀	+				認			] 否		忍				受領指		(13	,,,	.,
挙	メ				÷E																		-
時	'	要旨	重を	簡	記)																		
o	• 現認状況																						
状		違[ 動			明																		
況		その	の他	Ļ																			

様式第2号(第4の2関係)

年 月 日

交通部運転免許課長 殿

警察署(隊)長

# 点数切符引継書 (点数切符受理簿)

発 送 番 号	告 知	番 号	RN	処理指揮	処理結果	備考

注 RN欄には、巡回数 (ラウンドナンバー) を記入すること。

別紙(第3関係)

# 点数切符作成要領

違反区分		作成要領	
	告知票(1枚目)	報告票(2枚目)	取締り
			原票 (3
			枚目)
1 座席べ	1 「違反場所」欄	1 「自認書」欄	複写
ルト装	市区町村名・番地のほか、当該	「自認書」欄は、違反者が任意	
着義務	場所を特定する目標施設等を入れ	に作成する場合には、同欄に印刷	
違反	て具体的に記入すること。	してある自認文言を活用するほ	
法71の	なお、高速自動車国道又は自動	か、違反動機等について弁解があ	
3 · I ·	車専用道路については、上・下線	れば、その要旨を余白部分に簡記	
II 令	別、キロポスト、料金所名、サー	させた上、署名を求めるものとす	
26の3の	ビスエリア名等についても記載す	る。	
2 · I ·	ること。	この場合、違反者に指印又は押	
Ⅱ 車	2 「違反行為」欄	印を求めても差し支えない。	
41(9)保	(1) 「□座席ベルト装着義務違反	2 「特記事項」欄	
22Ø3	(道路交通法第71条の3)」の□	必要に応じ、次の事項を記載す	
保細告	を○で囲み、「◎座席ベルト装着	ること。	
186 保	義務違反(道路交通法第71条の	(1) 違反現場の略図、道路名、交	
整告20	3)」とすること。	通規制標識標示の設置位置、内	
	(2) 違反行為内容に応じ、次のと	容	
	おり該当する□を○で囲むこ	(2) 認知した違反の場合におい	
	と。	ては、その認知状況	
	座席ベルトを装着していない	(3) 告知票の受領拒否、自認書の	
	者が	署名拒否、違反者が逃走した場	
	○ 運転者である場合は、「◎運	合等の状況	
	転者(第1項)」	(4) 令第26条の3の2第1項又は第	
	○ 運転者席の横座席の同乗者	2項に定める座席ベルト装着義	
	である場合は、「◎運転者席横	務の除外事由に該当しないと認	
	同乗者(第2項)」	めた特別の理由	

- 運転者席の横座席以外の座 席(以下「後部座席」という。) の同乗者である場合は、「◎後 部座席同乗者(第2項)」
- 運転者及び運転者席の横座 席の同乗者である場合は、「◎ 運転者(第1項) ◎運転者席横 同乗者(第2項)」
- 運転者及び後部座席の同乗者である場合は、「@運転者(第1項)@後部座席同乗者(第32項)」
- 運転者席の横座席の同乗者及び後部座席の同乗者である場合は、「©運転者席横同乗者(第2項) ©後部座席同乗者(第2項)」
- 運転者、運転者席の横座席の同乗者及び後部座席の同乗者である場合は、「@運転者 (第1項) ©運転者席横同乗者 (第2項) ©後部座席同乗者(第2項) 」

(例) 座高は低いが適切に装着 可能

- の同乗者である場合は、「©後 (5) 座席ベルト装備の義務付け 部座席同乗者(第2項)」 のある自動車であるのに装備が 運転者及び運転者席の横座 ない場合
  - (例) 座席ベルトは、運転者本 人が切り取り装備されていな い。
  - (6) その他弁解の要旨、違反事実 に関する特記すべき事項 3 「取締りメモ」欄

「特記事項」欄の補足欄として 活用するほか、告知した違反と同 時に複数の違反行為があったとき は、その状況を記載すること。

2 幼児用 1 補助装

置使用 義務違 反

法71の

3 **⋅** Ⅲ

<u>とすること。</u> 「違反行為」欄

(1) 「□幼児用補助装置使用義務 違反(道路交通法第71条の3第3 項)」の□を○で囲み、「◎幼児2 用補助装置使用義務違反(道路 交通法第71条の3第3項)」とす ること。

「自認書」欄

座席ベルト装着義務違反の作成

複写

要領の例によること。

「特記事項」欄

座席ベルト装着義務違反の作成 要領の例によるが、必要に応じ、 次の事項についても記載するこ

令26の3	(2) 違反行為内容に応じ、次のと と。	
Ø2 • Ⅲ	おり該当する□を○で囲むこ (1) 令第26条の3の2第3項に定め	
車41(9)	と。          る幼児用補助装置の使用義務の	
保22の5	幼児用補助装置を使用してい 免除事由に該当しないと認めた	
保細告	ない幼児が特別の理由	
188 保	○ 運転者席の横座席に同乗の (例) 肥満しているが、適切に	
整告22	幼児である場合は、「©運転者 幼児用補助装置の使用が可能	
	席横同乗の幼児」 (2) 乗車させていた幼児の年齢	
	○ 後部座席に同乗の幼児であ 3 「取締りメモ」欄	
	る場合は、「©後部座席同乗の 座席ベルト装着義務違反の作成	
	幼児」 要領の例によること。	
	とすること。	
3 乗車用	1 「違反行為」欄 1 「自認書」欄	複写
ヘルメ	(1) 「□乗車用ヘルメット着用義 座席ベルト装着義務違反の作成	
ット着	務違反(道路交通法第71条の4)」 要領の例によること。	
用義務	の□を○で囲み、「◎乗車用ヘル2 「特記事項」欄	
違反	メット着用義務違反(道路交通 座席ベルト装着義務違反の作成	
法71の	法第71条の4)」とすること。 要領の例によること。	
4 · I ·	(2) 「□大型自動二輪車(第1項)	
Ⅱ 規9	□普通自動二輪車(第1項)□一	
<b>の</b> 5	般原動機付自転車(第2項)」の	
	該当する□を○で囲み、違反行	
	為内容に応じ、乗車用ヘルメッ	
	トを着用していない者が	
	○ 運転者である場合は、「◎運	
	転者」	
	○ 運転者及び同乗者である場	
	合は、「Q運転者Q同乗者」	
	○ 同乗者のみの場合は、「©同	
	乗者」	
	とすること。	

別記様式第1号(第1の1関係) 点数切符 様式第2号(第4の2関係)